

平成28年度

事業報告書

公益財団法人 大阪タクシーセンター

目 次

I	概況	1
II	公益目的事業	2
1	適正化事業	2
(1)	指導	2
(2)	研修及び講習	5
(3)	苦情処理及び遺失物調査	9
(4)	タクシー乗場の設置及び運営	12
(5)	調査及び広報	14
(6)	優良運転者表彰	16
2	登録事務等事業	17
3	試験事務事業	18
III	収益事業	19
1	登録用写真事業	19
2	共同休憩所運営事業	19
3	土地建物賃貸事業	20
IV	その他事業（相互扶助事業）	21
1	誘導案内整理事業	21
2	適性診断事業	21
V	組織と運営	22
1	業務処理体制	22
2	職員の職務能力の向上	22
3	本部建物等の改修・整備	22
4	公認会計士による監査等	22
VI	庶務関係	23
1	官庁認可等事業	23
2	会議	24
3	役員名簿	27
4	評議員名簿	28
5	登録諮問委員名簿	29
6	適正化事業諮問委員名簿	30

I 概況

平成28年度は、

- ・ 単位地域制度の導入と、それに伴う新任研修及び運転者登録の義務付け
- ・ 地理試験と「安全、法令、接遇」の3教科で構成される学科試験の追加
- ・ 運転者適性診断業務の定着化

など、新たな制度や研修の定着化、充実化に重点的に取り組みました。

まず、タクシーセンターの基幹ともいべき適正化事業につきましては、街頭指導の充実化を図りつつ、研修講習の充実化、遺失物調査及び苦情等の適正処理、JR大阪駅桜橋口乗場の整備や乗場標識の整備、利用者の利便向上とタクシー事業の適正化に寄与するための各種調査や広報活動等に積極的に取り組みました。

なかでも街頭指導業務におきましては、輸送秩序確立連絡協議会（以下「一水会」という。）での協議に基づき、夜間街頭指導並びに苦情多発地区における重点指導をはじめ、JR大阪駅周辺への指導員の常駐配置やキタの夜間乗入れ禁止地区における指導活動等、輸送秩序の更なる確立のため積極的に取り組みました。

研修業務においては、訪日外国人やバリアフリー化など多様化するニーズに対応するため外国語講座や接遇研修の充実化に努め、そのための研修所教官の増員と介護関係資格や産業カウンセラー資格の取得等教官個々のスキルアップと研修体制の充実化を図りました。

インターナショナルビジターズタクシーについては、利用客の利便向上のため対応時間の変更や対応言語も3カ国語とするなど拡充に努め、認定乗務員も3カ国語で計83名となりました。

また、タクシー乗場については大阪国際空港の整備に伴う乗場の移設、難波高島屋前広場の整備に伴う社会実験など大プロジェクトの進行に伴う調整などに当たったほかインターナショナルビジターズタクシーの専用乗場の確保にも取り組みました。

次に、収益、その他の事業では、長期間休止となっていた桜川共同休憩所は、平成28年3月の新築、2階部分の休憩施設を4月27日から先行して開所、テナントについても待望の飲食店を年度末の平成29年3月30日に開店にこぎつけ、運転者の福利厚生に寄与することとなりました。

また、タクシー乗場やその周辺での利用客や一般交通のための利便や安全のために委託警備員を配置しているほか、新たな業務として運転者適性診断業務を平成28年1月から開始しておりましたが、5月9日からはオンラインによる診断予約システムの運用を開始、受診者や事業者の利便向上にも努めました。

組織の運営については、事務の効率化と経費削減の面から、ここ数年、新規職員の採用を極力控えてきたところですが、適性診断やバリアフリー研修など研修内容の増加に伴い教官等の負担が増大しているため、やむを得ず教官を1名増員して研修所体制を確立しました。

また、タクシーセンター庁舎の経年劣化に伴う整備補修に努めたほか、タクシーセンター顧問弁護士の助言、法律対応による適正な業務推進にも努めています。

Ⅱ 公益目的事業

1 適正化事業

(1) 指導

大阪国際空港をはじめ大阪市内主要鉄道駅等のターミナル周辺及び夜の繁華街においては、従来から客待ちタクシーが過度に集中して交通渋滞を引き起こすなど円滑な交通を妨げていたところですが、関係行政機関をはじめ、事業者関係団体、個別事業者等官民業界を挙げた取り組みにより悪質な客待ち駐車や国道2号線や御堂筋における夜間の二・三重駐車やの解消など、不法行為の減少による交通秩序の改善が図られているところ

す。
しかしながら、交差点、横断歩道上、バス停における違法な客待ち駐車は一掃されたわけではなく、さらに、危険なバック付による客待ちも後を絶たないことから、一般ドライバーや市民等から苦情・要望が寄せられるなど業界全体の信頼を損なう要因ともなっています。

このような状況を踏まえ、当タクシーセンターはタクシー業務適正化特別措置法（以下「タク特法」という。）に基づく適正化事業実施機関として同事業を当タクシーセンターの重要施策と位置付け、タクシー運転者に対する道路運送法及びタク特法等に違反する行為の防止並びに是正指導を重点として取り組みました。

これらの指導業務を行うにあたっては、指導車やサインカーの機動力を發揮させ、携帯電話等の装備品を有効活用した指導活動を迅速かつ効果的に実施するとともに行政、警察、業界団体等との連携にも努めました。

ア 街頭指導活動

(ア) 街頭指導計画の策定及び実施

輸送秩序の確立及び輸送サービスの向上を効果的に推進するため街頭指導計画を策定し、毎月開催される輸送秩序確立連絡協議会（以下「一水会」という。）で承認を得たうえで計画に沿った街頭指導活動を実施しました。

(イ) 違法行為の防止指導活動

違法行為の防止活動としては、一水会での承認活動として次の活動を実施しました。

- ・ 昼間から夜間にかけては、大阪国際空港をはじめとする各主要ターミナル周辺等の重点街頭指導場所である交差点、横断歩道、バス停等における「タクシー運転者等の違法行為に対する措置要綱」（以下「措置要綱」という。）に定める違法駐停車や違法な客待ち、客引き行為、乗車拒否等の防止指導
- ・ 夜間の北新地・南地の規制地域においては、指導員の集中的配置（北新地は4個班8名、南地は2個班4名）とサインカーでの視覚誘導による効果的な違法駐停車車両の排除及び乗車禁止地域での不法乗車の防止指導並びに乗入禁止地区内への乗入防止指導
- ・ 阪急百貨店西側のバック付けや芝田交差点内での不法な客待ち駐車などJR大阪駅周辺における悪質・危険な客待ち駐車に対する重点指導

○「タクシー運転者等の違法行為に対する措置要綱」に基づく適正化指導の実績

項 目	件 数	平成28年度		平成27年度		前年度対比		
		指 導 票	口頭指導	指 導 票	口頭指導	指 導 票	口頭指導	
①	乗合類似行為							
②	運送の引受け・継続の拒絶又は中断 (違法行為を確認したもの)							
③	運送の引受け・継続の拒絶又は中断 (違法行為と断定できないが、その疑いが濃いもの)							
④	呼込み・客引き行為							
⑤	区域外運送							
⑥	無登録 (登録の効力停止中の乗務を含む)							
⑦	運転者証・ 事業者乗務証 関係	偽造・変造又は他人のものを使用						
⑧		期限切れ (運転免許証の有効期限のあるもの)						
⑨		無表示・表示不良・不携帯		1	1	0		
⑩	不法駐停車 (乗禁地区を除く・悪質なもの (タクシー乗場付近・バス停付近・横断歩道・交差点等))		447 (20)		487 (29)		-40 (-9)	
⑪	不法駐車 (乗禁地区を除く)			552 (52)		544 (29)	+8 (+23)	
⑫	乗禁地区 関係	不法駐停車 (悪質なもの (タクシー乗場付近・バス停付近・横断歩道・交差点等))		49 (4)		22 (5)	+27 (-1)	
⑬		不法駐停車						
⑭		不法乗入			94 (4)		108 (12)	-14 (-8)
⑮		不法乗車						
⑯	車内表示装置による表示不適切 (偽装迎車・偽装予約車等)							
⑰	指導員に対する暴力行為		0		1		-1	
⑱	迷惑行為	乗場標識・乗場上屋の損壊等、利用者の利便を損なう行為						
⑲		立小便、タバコの吸い殻・空き缶のポイ捨て等、公共交通機関の運転者としてふさわしくない行為		0		1		-1
小 計		497 (24)	646 (56)	512 (34)	652 (41)	-15 (-10)	-6 (+15)	
合 計		1,143 (80)		1,164 (75)		-21 (+5)		

注：() 内は個人タクシーで再掲。単位は件。

(ウ) 不法行為の防止指導活動

タクシー乗務員による非衛生行為やタバコ・ゴミ捨て等のマナー違反に対する苦情に対しては迅速・的確に巡回指導を実施するとともに、苦情多発場所については指導班を現地に派遣し、排除等の指導活動を実施するとともに事業者に対しても指導徹底を要請するなど是正活動にも取り組みました。

(エ) 関係機関等と連携した街頭指導活動

北新地・南地を街頭指導の最重要地域と捉えて規制時間においては集中した体制で指導活動を実施しました。

さらに合同街頭指導を運輸当局、所轄警察署、各事業者団体等と連携して実施するとともに、事業者団体等が主体となった北新地自主街頭指導についても取りまとめ機関として協働して取り組みました。

平成28年度の街頭指導日における指導員の配置実績は次のとおりです。

○ 街頭指導日の指導員配置実績

	基本編成	配置実績
北新地合同街頭指導	4個班8名、サインカー	7日間、延べ 56人
南地合同街頭指導	2個班4名、サインカー	10日間、延べ 40人
北新地自主街頭指導	4個班8名、サインカー	9日間、延べ 72人
計		26日間、延べ 168人

(オ) 利用者利便の確保等公益に寄与する活動

利用者利便の確保や一般交通の安全を確保するため、大阪国際空港をはじめ主要なタクシー乗場及び北新地・南地タクシー乗場周辺に指導員の他、委託契約した案内人及び整理員を配置してタクシー利用者の利便性の確保や一般車両及び歩行者等の安全確保に努め、交通安全の一翼を担いました。

○ 乗場周辺集中車両指導実績 (件)

	平成28年度	平成27年度	前年度対比
タクシー車両の注意	32, 185	30, 741	+1, 444

○ 乗場周辺安全指導実績 (件)

	平成28年度	平成27年度	前年度対比
一般車両の整理・誘導	17, 045	16, 128	+917
利用者	31, 762	30, 219	+1, 543
歩行者	17, 305	16, 325	+980
計	66, 112	62, 672	+3, 440

イ 事業所訪問の実施

適正化事業を効果的に実施するため、指導課幹部が計47か所の事業所を訪問し

- ・ JR大阪駅などのターミナルや北新地・南地規制地区における違法行為の実態とそれに対する具体的な指導教育の要請
- ・ 苦情申告に基づく不適切行為の内容とそれらに対する具体的な指導教育の要請
- ・ タクシーセンター業務の説明やそれに対する各種協力依頼及び業務運営に関する要望聴取

等を行いました。

(2) 研修・講習

平成28年度は、タク特法の改正による学科試験などの改正や単位地域内の新任運転者等の講習の義務化に伴って新たな研修科目を開設したほか、高齢者や身障者等に対応するため新任研修にバリアフリー研修の組み込みなど、タクシー運転者としての資質の向上を図るため、研修内容の一層の充実化に取り組みました。

ア 研修内容の充実

(ア) 常勤役員による研修の充実

新任運転者研修（4日間）等の研修科目である「タクシー運転者としての基本的心構え」を常勤役員が担当して行い、現下の厳しいタクシー情勢の中で大阪のタクシー運転者としてあるべき姿などについて俯瞰的に捉えた講義を行っています。

(イ) 接客研修の充実

利用者からの苦情が接客に関するものが大半を占めていることから、タクシー運転者の基本である接客サービスとバリアフリー社会に対応すべく高齢者、身障者に対する知識と技能を習得するための研修の充実化を図りました。

また、増え続ける訪日外国人旅行者に対する接遇向上の一環として、外国語講座を開催して外国語による接遇をはじめ、外国の文化などの知識習得に努めました。

○ バリアフリー研修実績

研修名	地域	受講人員
バリアフリー研修	大阪府A地域	15
	大阪府B地域	15
	他の単位地域	11
計		41

○ 外国語講座実績

実施日	講座名	受講人員
平成28年 6月24日	第1回韓国語講座 初級編	5
平成28年 7月22日	第1回韓国語講座 実践編	2
平成28年 8月26日	第1回英語講座 初級編	8
平成28年 9月23日	第1回英語講座 実践編	6
平成28年10月 7日	第1回中国語講座 初級編	6
平成28年10月28日	第1回中国語講座 実践編	7
計		34

(ウ) 高齢運転者安全運転研修

大阪府タクシー特定地域協議会で決定した「タクシー運転者のクオリティアップと高齢者対策認定制度」（ニンタク制度）に基づく高齢運転者安全運転研修に取り組みました。

○ 高齢運転者安全運転研修実績

研修名	単位地域	受講者数（人）
高齢運転者安全運転研修	大阪府A	215
	大阪府B	86
計		301

(エ) 教材の充実と活用

各種研修教材の充実を図り、タクシー事業者が行う運転者教育を支援するため、交通安全や接遇に関する視聴覚教材の無償貸出しを行いました。

○ 教材・機器の貸出し実績

教材・機器	貸出し
ビデオテープ・DVD	45巻
利用事業者数	18社
受講者数	462人

(オ) 研修種別と実績

平成22年度から受講者数は減少傾向にありましたが、平成27年度から単位地域（大阪府B地域）が加わったことから、新任・現任ともに受講者数は前年度から増加しました。

また、大阪府A地域においては、平成28年10月から新任運転者研修は、新たにバリアフリー研修を加えることとなったため、従来3日であったものが4日になりました。

○ 研修等受講者の実績

		対 象 者	平成28年度	平成27年度	
新任運転者研修A(3日) ※大阪府A地域H28.10.1から (4日)研修		新たにタクシー運転者として採用された運転者	1,171	1,132	
新任運転者研修B地域(2日)		新たにタクシー運転者として採用された運転者	154	88	
新任運転者研修A地域(2日)		新たにタクシー運転者として採用された運転者	4	0	
新任運転者研修A地域(地理)		新たにタクシー運転者として採用された運転者	4	6	
新任運転者研修B地域(地理)		新たにタクシー運転者として採用された運転者	25	7	
新任運転者研修B地域(既存)		新たな単位地域であるB地域において法施行時点で既に運転者として選任されていた運転者		(245)	
新任運転者講習A(3日) ※大阪府A地域H28.10.1から (4日)研修		登録の取り消し等により再度登録を行うための有効な講習修了証を取得するための研修	7	0	
新任運転者講習B地域(2日)		登録の取り消し等により再度登録を行うための有効な講習修了証を取得するための研修	0	0	
現任運転者研修(2日)		タクシー事業者間で移動した運転者	122	125	
		新任・現任 小計	1,487	1,358	
命令講習 大阪府A		タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規程に基づく講習の命令を受け受講した運転者	4	7	
命令講習 大阪府B		タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規程に基づく講習の命令を受け受講した運転者	0	0	
自主 研 修	1日研修及び措置研修	事業者の指示により受講を申し出た運転者及び措置要綱に基づく受講者	962	1,044	
	地理習熟研修★	事業者の指示により受講を申し出た運転者	0	0	
	接客サービス向上研修★	事業者の指示により受講を申し出た運転者	17	22	
	半 日 研 修	高齢運転者 安全運転研修★	A地域	215	178
			B地域	86	75
	外国語講座	外国人旅行者に対する接遇等のため	34	109	
半日研修	地理試験不合格者の再受講及び科目単位で受講を希望する運転者	296	280		
指導主任者(補助者)研修		指導主任者及び補助者	139	154	
職域研修		個人タクシー事業者	1,983	2,101	
		合 計	5,223	5,328	

注：★印はいわゆる「ニンタク制度」に基づく研修を表す。

イ 運行管理者講習会の開催

特定地域における一般乗用旅客運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくタクシーセンターの重点施策として、タクシー事業者の運行管理者を対象に適切な運行管理の一層の推進・強化を図るため、行政機関等から講師を招請して次のとおり第6回運行管理者講習会を開催しました。

- 開催日時 平成28年10月20日（火）
13時30分～16時00分
- 開催場所 大阪府社会福祉会館
- 講師
 - ・ 近畿運輸局 自動車監査指導部 首席自動車監査官
自動車監査指導部 自動車監査官
 - ・ 大阪府警察本部 交通部交通捜査課 指導担当補佐
 - ・ 大阪府立大学 21世紀科学研究機構 大阪検定客員研究員
- 参加者数 161名

ウ インターナショナルビジターズタクシー

(ア) 乗務員認定制度

一定基準以上の外国語能力がある運転者を対象とした認定制度に基づいて、英語認定研修及び認定試験を行った結果、平成28年度中に21名が合格、これで平成27年の開始から通算して認定ドライバーは73名となりました。

また、平成28年9月にも韓国語の認定研修、10月に認定試験を実施、更に平成28年12月に中国語の認定研修、平成29年1月に認定試験を実施しました。その結果、韓国語の認定乗務員2名、中国語の認定乗務員8名が誕生し、英語と合わせて認定乗務員は通算83名となりました。

(イ) 予約窓口の充実化

予約センターの窓口は、平成27年7月の業務開始時にはタクシーセンターに置いていたものを、窓口対応の充実化を図るため平成28年12月から「関西ツーリストインフォメーションセンター心齋橋」（外国人観光案内所）に外部委託しております。これにより、英語・中国語・韓国語の3か国語による窓口対応や営業時間もタクシーセンターの執務時間内（9時から17時）であったものが11時から19時となり、外国人旅行者のニーズに沿ったものに近づけました。

(ウ) 事業主体の組織のあり方

今後にわたって、予約センターを含むインターナショナルタクシー事業の目的達成のためには、公益法人であるタクシーセンターの業務範囲では限界があることから、臨機に柔軟な対応が可能な組織によって運営されることが最も望ましいと思料されます。

特定地域協議会で検討されている地域計画案の中にも活性化方策の一項目とされていることから、今後同計画の中でタクシー事業者で構成される組織体などによって運営されるよう検討していくものとします。

(3) 苦情処理及び遺失物調査

タクシー利用者からの苦情・要望及び遺失物の受付は、24時間体制（平日の17時～翌日9時、土曜日の12時～23時は留守番電話、その他の時間はタクシーセンターのホームページを活用したEメール受付対応）で受け付け、利用者の利便向上に努めました。

なお、メールでの受理件数の割合は、苦情が約41.2%、遺失物の届出が約33.5%となっています。

ア 苦情処理

(ア) 苦情取扱件数

タクシー利用者からタクシーセンターに寄せられた苦情は165件で、前年度に比べ26件(18.7%)増加しました。苦情の内訳については、態度・言葉遣い等に関する客扱い不相当が116件と全体の70.3%を占めています。

タクシーセンターでは苦情の絶無を目標に、引き続き研修の場を通じて、乗務員マニュアルや苦情事例集等を活用し、接客マナーの向上を中心とした運転者教育の一層の充実を図っていくこととします。

また、運転者の苦情履歴につきましては、コンピュータに入力し、再発防止指導の参考資料として活用しております。

なお、平成28年度の苦情受理件数と推移は次表のとおりです。

○ 苦情受理件数の推移（過去10年間） (件)

年度	種別	乗車拒否	客扱い不相当	運賃関係	その他	計
平成19年度		24	133	4	0	161
平成20年度		22	132	11	0	165
平成21年度		26	147	8	0	181
平成22年度		26	133	23	0	182
平成23年度		25	103	14	0	142
平成24年度		20	140	25	0	185
平成25年度		35	143	15	0	193
平成26年度		29	145	25	1	200
平成27年度		24	103	12	0	139
平成28年度		39	116	10	0	165

(イ) 悪質重大な違反容疑の事情調査

乗車拒否等の悪質又は重大な違反容疑の事案については、当該事業者の出頭を求めて事情聴取を行い、再発防止指導を行うとともに、措置要綱に基づく近畿運輸局への報告等を行いました。

(ウ) 苦情事例集及び感謝事例集の発行

平成28年度にタクシーセンターで受理した苦情の主な事例を種別毎に取り纏め

た「苦情事例集No.28、No.29」及び利用者からの感謝の事例を取り纏めた「感謝事例集No.11」を作成しました。

これら事例集は、タクシーセンターでの運転者教育に活用するとともに、全事業者に配布して、運転者に対する指導教育の事例研究材料として活用することによる接客サービス向上を要請しました。

(エ) 措置要綱に基づく原簿の管理

措置要綱に基づく原簿の管理については、法人タクシー事業者・個人タクシー事業者・法人タクシー運転者ごとの原簿を備え、街頭指導における違法行為の現認、乗客に対する苦情処理の確認をした場合は違反点数を登載し、近畿運輸局への報告、事業者及び運転者への通報・運転者指導要請等の事務処理を適切に行いました。

なお、平成28年度の処理実績は、次表のとおりです。

○ 措置要綱に基づく事務処理実績 (件)

項目	年度	平成28年度	平成27年度	前年度対比
法人タクシー事業者への現場指導要請		5	1	+ 4
法人タクシー事業者への運転者指導要請		86	63	+ 23
個人タクシー事業者への通報		7	7	± 0
法人タクシー運転者への通報		58	45	+ 13
運転者指導要請(苦情)		108	82	+ 26
近畿運輸局への報告		8	8	± 0
累積違反点数の証明書の交付		164	194	- 30

イ 遺失物調査

(ア) 遺失物取扱件数

平成28年度に、タクシーセンターで受理した遺失物届出受理件数は18,579件で、前年度の届出受理件数の18,684件に比べて105件減少しました。タクシーセンターとタクシー事業者とで返還した件数は6,813件で、届出受理件数の36.7%でした。

タクシーセンターでは、年間2万件近い遺失物を少しでも減少させるため、タクシー事業者に対し、降車時における忘れ物の有無の声掛けと車内確認、利用者のより目につきやすく取りやすい位置へのタクシーカードの備付け、さらに忘れ物等に対するタクシーセンターの問い合わせ先電話番号を記載した「QRコード入り車内ステッカー」の貼付等の取組要請を行い、忘れ物の減少に努めました。

また、タクシー事業者に対し拾得物情報の届出要請を強化するとともに、府警ホームページの拾得物情報との照合を随時に行うことにより1件でも多く発見できるように努めました。

○ 遺失物届出受理件数及び返還件数等の実績

年月	件数	タクシーセンター		タクシー事業者	
		届出受理件数	返還件数	拾得件数	返還件数
H28. 4		1,480	143	1,039	439
5		1,475	159	1,012	411
6		1,565	178	1,064	451
7		1,568	162	1,174	505
8		1,742	198	1,034	426
9		1,515	176	1,090	401
10		1,523	163	940	345
11		1,461	151	855	299
12		1,677	175	1,185	464
H29. 1		1,628	150	952	370
2		1,406	162	853	357
3		1,539	193	853	335
合 計		18,579	2,010	12,051	4,803

返 還 率	$(2,010 + 4,803) / 18,579 = 36.7\%$
-------	-------------------------------------

- 注：1 「タクシー事業者」欄は、法人タクシー事業者からの報告による。個人タクシー事業者は、拾得の都度、警察署へ届出することになっている
- 2 タクシー事業者の返還件数とは、タクシーセンターを経由しないで事業者が直接遺失者に返還した件数である。

○ 品目別遺失物届出受理件数及び構成比率

品 目	受理件数	構成率(%)	品目	受理件数	構成率(%)
携帯電話	7,390	39.8	アクセサリ	314	1.7
財布	3,012	16.2	メガネ	306	1.6
鞆	2,005	10.8	傘	261	1.4
キー	1,322	7.1	書類	120	0.6
袋物	1,294	7.0	カメラ	55	0.3
衣類	965	5.2	電子たばこ等	798	4.3
定期券・免許証	737	4.0	合 計	18,579	100

(4) タクシー乗場の設置及び運営

ア タクシー乗場の設置状況

平成28年度末における特定指定地域内のタクシー乗場設置数は247か所で、その内訳は次表のとおりです。

○ タクシー乗場設置数

区域	区分	センターの乗場		運輸局長指定乗場			
		上屋付	電照式		上屋付	電照式	
大阪市		118	26	12	45	3	13
堺市		31	15	5			
東大阪市		13	5				
豊中市		4	1				
高槻市		2	2				
吹田市		8	2				
門真市		7	3				
守口市		4	2	2			
茨木市		4					
八尾市		5	4	2			
摂津市		4	1				
泉大津市		1	1				
箕面市		1					
合計		202	62	21	45	3	13

イ タクシー乗場の整備改善

平成28年度は、自転車道の整備に伴う道路変更のため廃止せざるを得なくなった「大阪国際ビル前」、タクシー乗場としての利用実態のない「南港ポートタウン南1号」の2か所を廃止しました。

また、タクシー乗場標識板の整備については、JISピクト表示への順次交換、電照式タクシー乗場標識を、蛍光灯からLED照明へ順次変更するなど、乗場環境の改善を行いました。

一方、暫定供用していたJR大阪駅桜橋口タクシー乗場の待機場は、市バスの移転に伴って待機場の整備が完了し、平成28年12月から当初計画どおりに運用を開始しております。

なお、天保山客船ターミナル前へ設置予定のタクシー乗場については、全体工事の遅れから、完工は平成29年5月以降となっています。

これら平成28年度に実施したタクシー乗場の整備改善状況は、次表のとおりで、42か所の整備計画のうち36か所が整備済みとなっています。

○ タクシー乗場の整備改善状況

推進事業	推進内容	実施場所	整備改善状況
乗場の設置	堺市の駅前整備事業	・ J R 鳳駅	整備中
	吹田市の駅前整備事業	・ 阪急千里山駅	吹田市が管理
	大阪市の整備事業	・ 天保山客船ターミナル前	工事中
	地元住民からの要望	・ 八幡屋商店街前（港区）	地元の反対により別の場所を検討中
乗場の移設整備	大阪駅桜橋口乗場の整備	・ J R 大阪駅（桜橋口）	H28.12完全供用
	大阪国際空港改修	・ 大阪国際空港	H29年度内に完成予定
	高槻市の駅前整備事業	・ J R 高槻駅（南口）	完了
	東大阪市の駅前整備事業	・ 近鉄東花園駅	工事中
	休止中乗場の移設	・ J R 大正駅	協議継続中
電照式標識の補修整備	J I Sピクト表示に変更	・ 地下鉄大阪港駅 ・ 京阪京橋駅	完了
	L E D照明化	・ 京阪守口市駅（南） ・ 泉北泉ヶ丘駅 ・ 近鉄八尾駅 ・ 地下鉄長居駅 外7か所	完了
一般標識の補修整備	J I Sピクト表示に変更	・ 地下鉄玉出駅 ・ 北浜みずほ銀行ビル前 ・ J R 吹田駅（北口） ・ J R 茨木駅 外10か所	完了
上屋の補修整備	汚損腐食上屋の補修	・ ポートタウン東駅 ・ 千日前（北）	完了
案内板の整備	運賃概算案内板の表示内容変更	・ J R 新大阪駅 ・ J R 大阪駅（桜橋口） ・ 南海なんば駅	完了
乗場のバリアフリー化	バリアフリー化への要望	・ J R 高槻駅（南口）	完了
		・ 近鉄東花園駅	対応確認済み

(5) 調査及び広報

タクシー運転者及びタクシー事業者等に対して、センターニュースを発行して情報提供を図るとともに、多くのタクシー利用者等に対してタクシーセンターの業務や財務等の内容及び業務統計や諸調査の結果等をホームページ上に積極的に公開し、タクシーセンターのPRに努めました。

ア タクシー輸送実態調査

タクシー乗場の適切な運営及び事業者の事業活動に資するため、特定指定地域内の主要タクシー乗場10ヶ所(11地点)において、タクシー利用旅客の輸送回数や行先別の輸送状況等を把握する「タクシー輸送実態調査」を実施し、集計結果を事業者、関係団体等に配布しました。

○ 輸送回数及び輸送人員

乗場		平成28年度 (平成28年9月15日)		平成27年度 (平成27年9月17日)		前年度対比	
		輸送回数	輸送人員	輸送回数	輸送人員	輸送回数	輸送人員
大阪国際空港	北	401	531	431	586	-30	-55
	南	521	762	494	672	27	90
	計	922	1,293	925	1,258	-3	35
新大阪駅前		3,347	4,577	2,905	4,137	442	440
阪急梅田駅前		1,197	1,568	1,136	1,465	61	103
千里中央駅前		1,197	1,481	1,459	1,761	-262	-280
大阪駅前(桜橋口)		1,147	1,715	1,096	1,463	51	252
難波駅前		966	1,394	835	1,195	131	199
近鉄あべの橋駅前		504	739	425	561	79	178
堺東駅前		444	588	535	696	-91	-108
京阪京橋駅		370	507	332	447	38	60
天王寺駅前		215	340	230	333	-15	7
合計		10,309	14,202	9,878	13,316	431	886

イ 利用者に対するアンケート調査

タクシー利用者に対する意識と利用状況を把握するためハガキ及びインターネットによるアンケート調査を行い、結果はタクシー事業者をはじめ関係各機関及び団体等に配布しました。

(ア) アンケートハガキの配付による調査

- ・ 調査期間 平成28年9月23日(金)から同30日(金)の8日間
- ・ 調査場所 ターミナル乗場10か所、繁華街等2か所

大阪国際空港	千里中央駅	新大阪駅	大阪駅	阪急梅田駅
南海なんば駅	天王寺駅	近鉄あべの橋駅	鶴橋駅	
南海堺東駅及びキタ、ミナミ				
- ・ 回収率等 配布枚数 15,000枚 回収枚数 683枚 回収率 4.55%

(イ) インターネットを活用したWEB申告による調査

- ・ 調査期間 平成28年9月14日(水)から10月31日(月)の48日間
- ・ 申告人数 57人(件)

○ アンケート調査結果(概要)

(%)

設問	回答内容	率	回答内容	率	回答内容	率
利用目的 ※	仕事	33.1	急用	16.8	他に交通機関がない	12.5
時間帯 ※	決まっていない	22.7	17時~23時	22.5	9時~12時	13.7
利用頻度(1か月) ※	1~3回	42.8	殆ど利用しない	20.9	4~6回	17.7
支払料金	ワンメーター	8.1	1,000円以内	23.4	1,500円以内	32.5
	3,000円以内	24.8	5,000円以内	7.0	5,000円超	4.2
利用方法 ※	タクシー乗場	52.9	流しのタクシー	31.0	無線配車	10.7
接客態度	良い・やや良い	47.1	普通	46.2	悪い・やや悪い	6.7
返事	いつもする するが多い	72.6	したり しなかったり	23.3	しない場合が多い いつもしない	4.1
忘れ物への注意	いつもする するが多い	53.6	したり しなかったり	29.4	しない場合が多い いつもしない	17.0
地理知識 ※	大体知っている	73.2	よく知っている	18.8	あまり知らない	8.0
最も希望する サービスは何か	安全運転	27.3	近距離気持ちよく	25.0	愛想の良い応接	22.1
	清潔な車内	16.6	荷物等の手助け	6.2	釣り銭の用意	2.8
近距離利用時 (概ね1,000円まで)の感想	サービスが良く 利用しやすい	55.6	サービスが良くなれば 利用を増やす	33.8	サービスが悪く 利用したくない	10.6

注： ※は上位3位までの回答を掲載

ウ 広報

(ア) センターニュースの発行

タクシー運転者、法人タクシー事業者及び個人タクシー事業者を対象として、隔月毎に1,900部のセンターニュースを発行しました。

(イ) 業務統計（月報）

タクシーセンターの業務実績を取りまとめて毎月1回発行、関係機関、業界団体、労働団体、業界紙及び行政等へ配付しました。

(ウ) 業務概況

タクシーセンターの業務を年度ごとの実績として取り纏めています。

(エ) 年齢別登録運転者数及び運転者証（事業者乗務証）交付数の調査

毎月末時における登録者運転者数及び運転者証（事業者乗務証）交付数について年齢別にまとめた資料を作成し、関係機関、業界団体及び業界紙に配付しました。

(オ) センター通信

警察署からの交通関係情報、道路管理者からの道路関係情報、その他タクシーセンターからのお知らせ等、各種の情報を関係機関、事業者等にFAX通信にて随時提供しました。

(カ) ホームページによる情報の提供

タクシーセンターの業務内容についてより理解を求めするため、ホームページを通じてタクシーセンター概要のほか業務内容、事業計画及び予算、事業報告及び決算等を公表しています。

また、苦情や忘れ物の申告、届出を24時間通して出来るようホームページ上に開設している他、タクシー事業者等が登録や研修申込時に必要となる関係書類をダウンロードできるようにするなど、提供情報の一層の充実化と利用者、事業者等にとっても利便性のあるものとしています。

<ホームページアドレス> <http://www.osaka-tc.or.jp/>

(6) 優良運転者表彰

第14回（平成27年度）優良運転者表彰を次のとおり行いました。

- 日 時 平成28年4月26日（火） 午前10時～
- 場 所 ホテルプリムローズ大阪
- 受賞者 法人タクシー 15社 41名
- 善行等の主な内容
 - ・ ひったくり犯人の逮捕協力により警察署から感謝状を贈呈された事案
 - ・ 高齢の旅客や車椅子の旅客に対する親切な対応

2 登録事務等事業

【大阪府A地域】

平成28年度の新規登録件数は、1,602件で、前年度に比べて13件の増加となりました。

平成29年3月末における登録運転者数は24,656人で前年同期に比べて972人の減少となり、運転者証交付数も21,197人で前年同期に比べて814人の減少となりました。

○ 登録業務実績

(件)

項 目		平成28年度	平成27年度	前年度比		
有 料	登 録	登録（新規）	1,602	1,589	13	
	運 転 者 証	運転者証交付	3,703	3,268	435	
		(同上 個人タクシー代務)	(30)	(32)	(-2)	
		運転者証訂正	5,403	5,824	-421	
		運転者証再交付	36	30	6	
	事 業 者 乗 務 証	事業者乗務証交付	78	68	10	
		事業者乗務証訂正	776	907	-131	
		事業者乗務証再交付	9	7	2	
	謄本等	原簿の謄本交付・閲覧	63	48	15	
	業務経歴	業務経歴証明書交付	73	96	-23	
無 料	登 録 事 項 の 変 更	登録事項変更	10,855	9,570	1,285	
		主 な 変 更 事 項	(事業者変更)	(2,101)	(1,679)	(404)
			(運転免許証更新)	(5,536)	(5,694)	(-158)
	消 除	職 権	2,420	2,571	-151	
		申 請	153	187	-34	
	返 納	運転者証返納	4,517	4,150	367	
事業者乗務証返納		207	192	15		
計		29,895	28,507	1,388		

年 度 末	登 録 運 転 者 数	24,656	25,628	-972
	運 転 者 証 交 付 数	21,197	22,011	-814
	(同上個人タクシー代務)	(11)	(9)	(2)
	事 業 者 乗 務 証 交 付 数	3,046	3,174	-128

【大阪府B地域】

大阪府B地域については、平成27年10月から新規、交付、訂正を実施しており、平成28年度の新規登録件数は182件でした。

○ 登録業務実績 (件)

項 目		平成28年度	平成27年度	前年度対比		
有 料	登 録	登録（新規）	182	2,283	-2,101	
	運転者証	運転者証交付	690	2,285	-1,595	
		運転者証訂正	446	17	+429	
		運転者証再交付	2	0	+2	
	謄本等	原簿の謄本交付・閲覧	0	0	±0	
業務経歴	業務経歴証明書交付	0	0	±0		
無 料	登録事項の変更	登録事項変更	1,124	26	+1,098	
		主 な 変 更 事 項	(事業者変更)	(508)	(2)	(+506)
			(運転免許証更新)	(459)	(17)	(+442)
	消 除	職権	15	3	+12	
		申請	19	5	+14	
	返納	運転者証返納	665	33	+632	
計			3,143	4,652	-1,509	

年 度 末	登録運転者数	2,423	2,275	+148
	運転者証交付数	2,277	2,252	+25

注：平成27年度は10月からの数

3 試験事務事業

平成27年10月に改正された輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験（地理試験及び法令・安全・接遇に関する学科試験）を次表のとおり実施しました。

○ 輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験の実績

区 分		平成28年度	平成27年度	前年度対比
受験者数 (人)	地理試験	1,701	1,574	+127
	学科試験（法令・安全・接遇）	1,268	537	+731
合格者数 (人)	地理試験	1,144	1,088	+56
	学科試験（法令・安全・接遇）	1,165	522	+643
合格 率 (%)	地理試験	67.3	69.1	-1.8P
	学科試験（法令・安全・接遇）	91.9	97.2	-5.3P

Ⅲ 収益事業

タクシーセンターでは、運転者の登録申請や研修・講習の受講者の利便に資するため、登録申請用写真の撮影、各種研修資料、自販機による飲料等の販売及びコミュニケーションシート等各種物品の販売を行っています。

1 登録用写真事業

これらの販売収入の中で大半を占める登録用写真事業の写真撮影件数は7,281件であり、前年度に比べ400件の減少となっています。

なお、運転者証交付申請など写真を必要とする申請のうち、当タクシーセンターにおいて撮影した割合は65.3%となっており、平成27年度の62.0%に比べ3.3ポイント増加しました。

○ 登録用写真事業実績

区 分	平成28年度	平成27年度	前年度対比
撮 影 件 数	7,281	7,681	-400
撮影対象件数	11,143	12,406	-1,263
撮 影 割 合 (%)	65.3	62.0	+3.3P

2 共同休憩所運営事業

タクシー運転者の福利厚生施設として、浪速区桜川とJR新大阪駅構内の2か所に共同休憩所を設置し、独立採算制による運営を行っています。

平成28年4月に鉄骨2階建で新築した桜川共同休憩所は、当座はタクシー運転者の休憩スペースのみとしていましたが、平成29年3月30日からは、1階部分に飲食店（お食事処あずま亭）の営業を開始、タクシー運転者をはじめ一般客も利用可能として運営しています。

2階の休憩所は従来どおり、タクシー運転者がゆっくりと食事や休憩が出来るようテーブル・椅子を配置し、畳敷きの座敷スペースや男女別トイレも完備しています。

また、20台分のタクシー専用駐車場も併設しています。

なお、桜川共同休憩所（あずま亭）と新大阪駅前（移動）共同休憩所の平成28年度の利用状況は次のとおりです。

○ 共同休憩所利用実績

	桜川共同休憩所（あずま亭）		新大阪駅前（移動）共同休憩所	
	営業日数(日)	利用人員(人)	営業日数(日)	利用人員(人)
平成28年 4月	休止		28	3,310
5月			27	2,993
6月			28	3,398
7月			28	3,184
8月			27	2,904
9月			28	3,083
10月			28	3,025
11月			28	2,901
12月			29	2,791
平成29年 1月			26	2,390
2月			26	2,548
3月			2	355
計	2	355	332	35,580
1か月平均	2	355	28	2,965

注： 桜川共同休憩所（お食事処 あずま亭）は平成29年3月30日から営業開始

3 土地建物賃貸事業

タクシーセンターでは、土地建物にかかる不動産賃貸事業として本部建物4階と桜川共同休憩所建物1階を貸し付けています。

(1) タクシーセンター

賃貸物件 4階事務室（60㎡）及び駐車枠（1枠）

賃貸借人 大阪タクシー無線センター

(2) 桜川共同休憩所

ア 貸付物件 1階北側店舗（65.585㎡）及び駐車枠（6枠）

賃貸借人 飲食店として賃貸（あずま亭）

イ 貸付物件 1階南側店舗（66.942㎡）及び駐車枠（5枠）

賃貸借人 事務所として賃貸（株）バスシステムデザイン研究所

IV その他事業（相互扶助事業）

1 誘導案内整理事業

主要なターミナルや夜間の繁華街等のタクシー乗場に案内人や整理員を配置することでタクシー利用者の利便及び一般交通の安全の確保に努めました。

○ 主要タクシー乗場における案内人等の配置状況一覧表

場 所	配 置	配 置 時 間	配置人数		配置日
			案内	整理	
大阪国際空港	北ターミナル	8:00～16:00 16:00～22:00	1		通年
	南ターミナル	8:00～16:00 16:00～22:00	1		
	南ターミナル待機場	16:00～22:00		1	
J R 新大阪駅	近距離乗場	8:00～18:00 18:00～ 0:30	1		1月1日を除く 毎日
	3 F 降車位置付近	8:00～22:00		1	
J R 大阪駅	タクシー乗場	8:00～22:00	1		1月1日を除く 毎日
	進入レーン入口	7:00～21:00		1	
北新地	1 7号乗場	21:00～2:00	1		平日のみ
	4号乗場	(平日)21:00～2:00 (土曜)21:00～0:00	1		日祝年末年始を 除く毎日※
南地	2号乗場		1		
	5号乗場			1	
サインカー運転・交通誘導		21:00～2:00		1	土日祝年末年始 を除く毎日※

※ 年末年始は、12/29～12/31、1/2 及び 1/3

2 適性診断事業

平成28年1月から運転者適性診断を開始しました。

当初計画では3,600人の受診を見込んでいましたが、結果的には1,451人の受診にとどまりました。

○ 適性診断受診実績

区 分	受診者数(人)
初 任 診 断	3 4 4
適 齢 診 断	1, 0 9 8
特 定 診 断 I	9
計	1, 4 5 1

V 組織と運営

1 業務処理体制

業務処理体制を見直し、新たな事業に対応すべく人材の補強、組織内の事務分担の変更を行いました。

また、タクシーセンター内の業務作業を円滑に行うため、老朽化しているパソコンの入れ替えを行いました。

○ 平成28年度末における役職員配置状況

部署等	配置人員
役員	2
総務課	7
業務課	4
登録課	3
研修所	8
指導課	31
乗場管理課	2
計	57

2 職員の職務能力の向上

職員の職務能力の向上を図るため、研修への参加や資格の取得に努めました。

- ・ 公益法人協会定例講座（会計・労働）
- ・ 運行管理者資格取得講習講座
- ・ 産業カウンセラーの資格取得
- ・ ユニバーサルドライバー研修 他

3 本部建物等の改修・整備

老朽化が進むタクシーセンター庁舎の外壁補修工事を施工するための建物劣化調査を実施、委託事業者を入札で決定した上、平成29年度にかけて補修工事を実施しています。

その他にもトイレ小便器等のセンサー補修、庁舎内3階事務所等の冷暖房機器の取替えなど建物の維持にかかる整備を行いました。

4 公認会計士による監査等

公認会計士による外部監査を平成28年度も実施しました。

なお、公益財団法人としての様々な活動を円滑に推進するため、法律の専門的知識を有する弁護士と顧問契約を締結し、法律問題を伴う事務に対してアドバイスや法律相談を請い、タクシーセンターの業務運営に役立てています。

VI 庶務関係

1 官庁認可等事項

- (1) 平成28年 7月 7日 近運自二第 227号
適正化業務従事役員の選任についての認可
- (2) 平成28年 7月 7日 近運自二第 237号
適正化事業諮問委員の選任についての認可
- (3) 平成28年 7月26日 近運自二第 315号
適正化事業諮問委員の選任についての認可
- (4) 平成28年 9月29日 近運自二第 465号
適正化事業諮問委員の選任についての認可
- (5) 平成28年 9月29日 近運自二第 466号
認定講習内容の変更についての認定
- (6) 平成28年12月22日 近運自二第 689号
適正化事業諮問委員の選任についての認可
- (7) 平成29年 3月29日 近運自二第 991号
平成29年度事業計画についての認可
- (8) 平成29年 3月29日 近運自二第 992号
平成29年度収支予算並びに資金計画についての認可
- (9) 平成29年 3月29日 近運自二第 993号
平成29年度適正化事業の負担金の額及び徴収方法の認可

2 会議

(1) 平成28年 4月26日 理事会 (書面決議)

議案

- ① 役員評価委員会委員5名の選任の件
- ② 次期業務執行役員候補者2名の推薦の件

(2) 平成28年 5月19日 役員評価委員会

議案

- ① 次期業務執行役員の評価について
- ② その他

(3) 平成28年 5月23日 登録諮問委員会

議案

- ① 平成27年度事業報告及び収支決算について
報告
- ① その他

(4) 平成28年 5月23日 適正化事業諮問委員会

議案

- ① 平成27年度事業報告及び収支決算について
- ② ユニバーサルドライバー研修の実施について
報告
- ① その他

(5) 平成28年 5月25日 理事会

議案

- ① 平成27年度事業報告及び収支決算について
- ② ユニバーサルドライバー研修の実施について
- ③ 適正化事業諮問委員の選任について
- ④ 第16回評議員会の開催について
報告
- ① 次期役員候補者及び役員評価委員会の結果について

(6) 平成28年 6月14日 評議員会

議案

- ① 平成27年度決算について
- ② 理事、監事並びに評議員の選任について
報告
- ① 平成27年度事業報告について
- ② ユニバーサルドライバー研修の実施について

(7) 平成28年 6月21日 理事会

議案

- ① 会長の選定について
- ② 専務理事及び常務理事の選定について

報告

- ① その他

(8) 平成28年 7月14日 理事会（書面決議）

議案

- ① 登録諮問委員11名の選任の件
- ② 適正化事業諮問委員16名の選任の件

(9) 平成28年 8月24日 理事会（書面決議）

議案

- ① 平成28年度事業計画の一部変更の決定の件
- ② 評議員会の決議の省略についての決定の件
- ③ 適正化事業諮問委員2名の選任の件

(10) 平成28年 9月 2日 評議員会（書面決議）

議案

- ① 平成28年度事業計画の一部変更の決定の件
- ② 評議員1名の選任の件

(11) 平成28年11月10日 理事会

議案

- ① 適正化事業諮問委員の選任について
- ② 評議員会の開催について

報告

- ① 平成28年度事業計画の進捗状況について
- ② 平成28年度予算執行状況について
- ③ 適性診断の実施状況について
- ④ インターナショナルビジターズタクシーの運用状況について
- ⑤ 大阪国際空港タクシー乗場の変更について

(12) 平成28年11月29日 評議員会

報告

- ① 平成28年度事業計画の進捗状況について
- ② 平成28年度予算執行状況について
- ③ 適性診断の実施状況について
- ④ インターナショナルビジターズタクシーの運用状況について
- ⑤ 大阪国際空港タクシー乗場の変更について

(13) 平成29年 2月23日 登録諮問委員会

議案

- ① 平成29年度事業計画及び収支予算について

報告

- ① 第15回優良運転者表彰の実施について
② その他

(14) 平成29年 2月23日 適正化事業諮問委員会

議案

- ① 平成29年度事業計画及び収支予算について

- ② 平成29年度適正化事業の負担金の額及び徴収方法について

報告

- ① 第15回優良運転者表彰の実施について
② その他

(15) 平成29年 3月10日 理事会

議案

- ① 平成29年度事業計画及び収支予算について

- ② 平成29年度適正化事業の負担金の額及び徴収方法について

- ③ 登録諮問委員の選任について

- ④ 評議員会の開催について

- ⑤ 第15回優良運転者表彰の表彰対象者の選考について

報告

- ① 大阪国際空港の整備の進捗状況について

- ② 桜川共同休憩所について

(16) 平成29年 3月16日 評議員会（書面決議）

議案

- ① 平成29年度事業計画及び収支予算の承認の件

- ② 平成29年度負担金の額及び徴収方法の承認の件

3 役員名簿

(平成28年度)

氏 名	職 名
会 長 黒 田 晶 志	大阪ガス株式会社 顧問
理 事 岡 本 孝 子	なにわの消費者団体連絡会 事務局長
理 事 三 野 文 男	一般社団法人 大阪タクシー協会 会長 商都交通株式会社 代表取締役社長
理 事 和 田 廣 一	一般社団法人 全大阪個人タクシー協会 会長
理 事 阪 本 均 (秋 山 民 夫)	私鉄関西ハイタク労働組合連合会 副執行委員長 〔 全国自動車交通労働組合総連合会 地方連合会 前執行委員長 ~28.6.14) 〕
専務理事 田 村 充 啓 (田 中 俊 幸)	公益財団法人 大阪タクシーセンター (// ~28.6.14)
常務理事 肥 田 正 和	公益財団法人 大阪タクシーセンター
監 事 梅 山 光 法	弁護士
監 事 齋 藤 憲 司	一般社団法人 大阪タクシー協会 副会長 南和タクシー株式会社 代表取締役社長

4 評議員名簿

(平成28年度)

氏 名	職 名
西 村 弘	関西大学 社会安全学部 教授
堤 成 光	大阪商工会議所 地域振興部長
前 田 純 治	株式会社 キリック 代表取締役社長
渡 久 地 歌 子	関西生活者連合会 副会長
古 知 愛 一 郎	一般社団法人 大阪タクシー協会 副会長 幸福交通株式会社 代表取締役社長
坂 本 栄 二	一般社団法人 大阪タクシー協会 副会長 日本タクシー株式会社 代表取締役社長
西 泰 三 (濱本民夫)	一般社団法人 全大阪個人タクシー協会 副会長 (" " 前副会長 ~28.9.2)
秋 山 民 夫 (阪本均)	全国自動車交通労働組合総連合会 大阪地方連合会 前執行委員長 (私鉄関西ハイタク労働組合連合会 副執行委員長 ~28.6.14)

5 登録諮問委員名簿

(平成28年度)

氏名	職名
齋藤峻彦	近畿大学 名誉教授
土井眞三	公益財団法人関西交通経済研究センター 常務理事
照屋勝晴	一般社団法人 大阪タクシー協会 副会長 ナショナルタクシー株式会社 代表取締役専務
道野隆	一般社団法人 大阪タクシー協会 常任理事 ふれ愛交通株式会社 代表取締役社長
多和洋祐	一般社団法人 大阪タクシー協会 理事 岸和田交通株式会社 取締役
暮部光昭	一般社団法人 大阪タクシー協会 理事 日の丸ハイヤー株式会社 代表取締役社長
三戸偉作夫	一般社団法人 全大阪個人タクシー協会 副会長
権藤輝雄	全国自動車交通労働組合連合会 大阪地方連合会 書記長
松田和也 (安藤浩一)	全国交通運輸労働組合総連合 関西地方総支部 ハイヤータクシー部会 書記長 〔全国交通運輸労働組合総連合 関西地方総支部 ハイヤータクシー部会 前書記長 ~29.3.10〕
庭和田裕之	全国自動車交通労働組合総連合会 大阪地方連合会 書記長
一松英治	私鉄総連関西ハイタク協議会 副議長兼事務次長

6 適正化事業諮問委員名簿

(平成28年度)

氏 名	職 名
齋 藤 峻 彦	近畿大学 名誉教授
土 井 眞 三	公益財団法人関西交通経済研究センター 常務理事
佐 藤 広 章 (山田俊英)	大阪府都市整備部 交通道路室 都市交通課長 (" 前都市交通課長 ~28.7.7)
荒 木 敏	大阪市都市計画局 計画部 交通政策課長
山 口 涼 子 (山田栄子)	関西生活者連合会 理事 (関西生活者連合会 事務局長 ~28.7.26)
菅 野 輝 彦 (小澤孝文)	大阪府警察本部 交通部長 (" 前交通部長 ~28.12.22)
大 辻 統 (金指和彦)	近畿運輸局 自動車交通部長 (" 前自動車交通部長 ~28.7.26)
後 藤 光 男	一般社団法人 大阪タクシー協会 常任理事 平和タクシー株式会社 代表取締役社長
秋 山 泰 男	一般社団法人 大阪タクシー協会 常任理事 大丸タクシー株式会社 代表取締役社長
森 裕 生 (高月廣海)	一般社団法人 大阪タクシー協会 理事 新大阪タクシー株式会社 代表取締役社長 〔 一般社団法人 大阪タクシー協会 理事 関西中央第一株式会社 代表取締役社長 ~28.9.12 〕
木 元 健 司 (牛島憲人)	一般社団法人 大阪タクシー協会 理事 南都交通株式会社 代表取締役社長 〔 一般社団法人 大阪タクシー協会 前常任理事 松竹タクシー株式会社 代表取締役社長 ~28.9.12 〕
平 松 峯 一	一般社団法人 全大阪個人タクシー協会 専務理事
加 藤 直 人	全国自動車交通労働組合連合会 大阪地方連合会 執行委員長
小 川 敬 二	全国交通運輸労働組合総連合 関西地方総支部 ハイヤータクシー部会 部会長
福 井 勇	全国自動車交通労働組合総連合会 大阪地方連合会 執行委員長
大 南 昌 彦	私鉄関西ハイタク労働組合連合会 書記長

平成28年度事業報告には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成29年5月

公益財団法人大阪タクシーセンター